

認定 NPO 法人への寄付に対する税制優遇措置について

認定 NPO 法人へ寄付をする行為は、納税と同じレベルで社会問題の解決に参加していることに該当すると認められ、所得税、法人税、相続税、自治体によっては地方税も、優遇措置が受けられます。学園発行の領収書を添付して税額控除を申請しましょう。

*個人が認定 NPO 法人に寄付した場合

寄付額から 2000 円を引いた額の
→40%の所得税が減額されます。
→4%（名古屋市在住の方）または
→10%（豊田市、日進市など在住の方）
の地方税が減額されます。

たとえば1万円寄付すると・・・

所得税 3,200 円
地方税 320 円または 800 円
合計 3520 円または 4000 円が
減額されます。

*法人が認定 NPO 法人に寄付した場合

資本金の有無や金額によって異なりますが、
一般損金算入限度額に加えて
はるかに多くの額を特別損金として算入できます。

たとえば・・・

資本金 1,000 万円 所得金額 1,000 万円の場合

一般損金算入限度額 6.9 万円に加えて
特別損金算入限度額 33.1 万円 合計 40 万円を
損金として差し引くことができます。

*遺産を認定 NPO 法人に寄付した場合

その寄付相当額全額を、相続税の課税対象から差し引くことができます。

この制度は、国や自治体に納めなければならない税金の一部の使い途を、自分が支援する活動に指定することになるという点で画期的な制度です。寄付したお金の半額近くが、税金控除というかたちで返ってきます。

詳しくは内閣府 NPO ホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu> をご覧ください。